

20. 選挙

郵便等による不在者投票制度

選挙人で身体に重度の障害があり、郵便等投票証明書の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票を行うことができます。

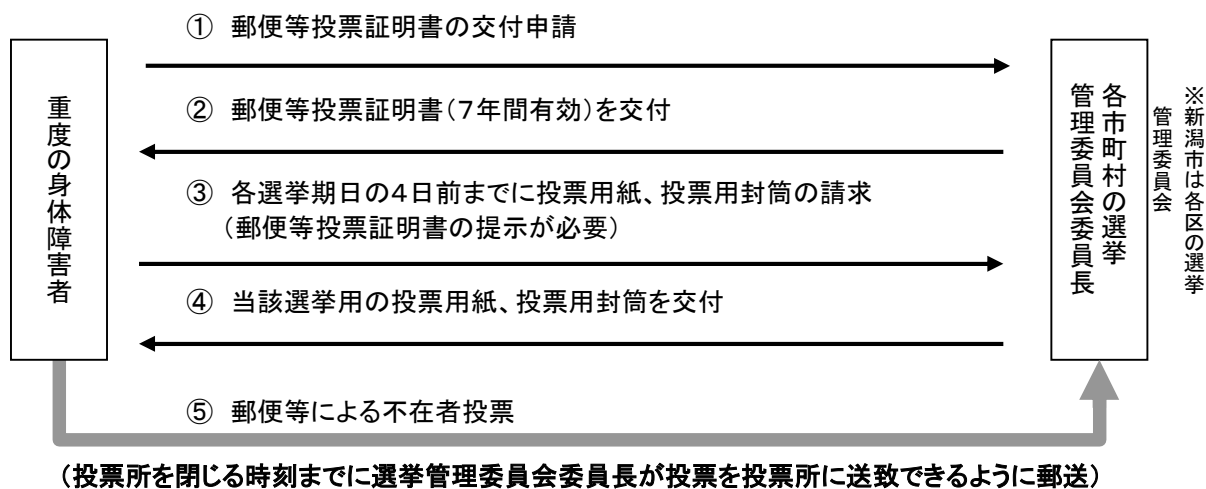
○対象者

1 身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が次のもの

障害名	障害の程度	障害名	障害の程度
両下肢	1級・2級	ぼうこう	1級・3級
体幹	1級・2級	直腸	1級・3級
移動機能	1級・2級	小腸	1級・3級
心臓	1級・3級	免疫	1級～3級
じん臓	1級・3級	肝臓	1級～3級
呼吸器	1級・3級		

2 身体障害者手帳の記載事項では上記の障害の程度に該当することが明らかでない場合は、上記の障害の程度と同程度であると県知事（新潟市居住者は新潟市長）が書面により証明した人

○申請から投票まで



○代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上記の対象者）で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた下記の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ市町村（新潟市は各区）の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

- (1) 郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者
- (2) 郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、(1)の障害の程度に該当することにつき県知事（新潟市居住者は新潟市長）が書面により証明した者

○窓口

各市町村の選挙管理委員会（新潟市は各区の選挙管理委員会）